専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出

中間市長 松下 俊男

再 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、中間市市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

中間市市税条例等の一部を改正する条例

(中間市市税条例の一部改正)

第1条 中間市市税条例 (昭和 45 年中間市条例第 33 号) の一部を次のように改正する。 附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項中「市町村の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 附則第 10 条の 2 に次の 2 項を加える。
- 7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 附則第 10 条の 3 に次の 1 項を加える。
- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 21 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

(中間市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中間市市税条例の一部を改正する条例(平成25年中間市条例第20号)の一部を 次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、 同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「次条第4項」を「附則第21条の2の改正規定及び次条第4項」 に改め、同条第4号中「第20条の5までの改正規定」の次に「(附則第20条の4第5 項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」 を加える。

附則第2条第4項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第5項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の中間市市税条例(以下「新条例」という。) の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税につい て適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成2 6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税 法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税 法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定 する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用 する。

- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附 則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年 度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附 則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年 度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附 則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産 税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附 則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産 税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

中間市市税条例新旧対照表

上	
改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則(第1条一第6条)	第1節 通則(第1条-第6条)
第2節 賦課徴収(第7条-第22条)	第2節 賦課徴収(第7条-第22条)
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 市民税(第 23 条-第 53 条の 12)	第1節 市民税 (第23条-第53条の12)
第2節 固定資産税(第54条-第79条)	第2節 固定資産税 (第54条-第79条)
第3節 軽自動車税(第80条-第91条)	第3節 軽自動車税(第80条-第91条)
第4節 市たばこ税 (第92条-第102条)	第4節 市たばこ税 (第92条-第102条)
第5節 削除	第5節 削除
第6節 特別土地保有税(第131条-第140条の7)	第6節 特別土地保有税(第131条-第140条の7)
第3章 目的税	第3章 目的税
第1節 入湯税(第141条-第149条)	第1節 入湯税(第141条-第149条)
附則	附則
附則	附則
第6条 削除	(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控
	<u>除)</u>
	第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に
	係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規
	定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居
	住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住
	用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び
	第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前
	年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以

- 外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。) に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第 1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により 前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算 後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31 日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条 の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する 住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失 の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前 項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税につ いて連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した 第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの 及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて 適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項にお いて同じ。) を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後 段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された 申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長 期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金 額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除す る。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を

超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

- 4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額」(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額とは対則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額と有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。
- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失 又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又 は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と「、第 1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に 規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施 行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。
 - (2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(削る)

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

- 第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年 の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規 定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送 達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36 条の3第1項の確定申告書を含む。) に前項の規定の適用を受けよ うとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないこ とについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の 2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において 「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損 失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について 前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税に ついて連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載し た第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限 後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも の及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替え て適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項に おいて同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項

後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

- 4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第1項、第 19 条第 1項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。
- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失 又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又 は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、 「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第 3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載 した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。
 - (2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から

(削る)

第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

- 第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第 4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額について は、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定す る損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。こ の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当 該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年 度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用について は、平成7年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の 規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36条の3第1項の確定申告書を含む。) に第1項の規定の適用を 受けようとする旨の記載がある場合 (これらの申告書にその記載が ないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含 む。) に限り、適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 <u>法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割</u>合は3分の1とする。
- 2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- <u>4</u> 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する_____条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- <u>5</u> 法<u>附則第 15 条第 8 項</u>に規定する 条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- <u>6</u> 法<u>附則第 15 条第 34 項</u>に規定する_____条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 7 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 と する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第10条の2 (新設)

(新設)

(新設)

- <u>1</u> 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する<u>市町村の</u>条例で定める割合 は 4 分の 3 とする。
- 2 法<u>附則第 15 条第 9 項</u>に規定する<u>市町村の</u>条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- <u>3</u> 法<u>附則第 15 条第 37 項</u>に規定する<u>市町村の</u>条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

(新設)

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐 震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申 告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定 通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法 律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し 及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準 を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならな い。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出 する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定 (新設)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

(新設)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定 する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又 は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を 受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。 この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」 とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しく は一般財団法人」と読み替えるものとする。 する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

(削る)

- 第21条の2 法<u>附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法<u>附則第41条第9項</u>に 規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移 行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書 類
 - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所 在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所 在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産 の所在、種類及び数量並びにその用途
 - $(3)\sim(5)$ (略)

- 2 第 56 条の規定は、法附則第 41 条第 11 項第 1 号から第 5 号までに 掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者 について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若 しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 11 項に規定 する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。
- 第21条の2 法<u>附則第41条第15項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法<u>附則第41条第15項</u> に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定 移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする 書類
 - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法<u>附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の 所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法<u>附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法<u>附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする償却資 産の所在、種類及び数量並びにその用途
 - $(3)\sim(5)$ (略)

中間市市税条例新旧対照表

第21条の2 法<u>附則第41条第8項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

改正後

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法<u>附則第41条第8項</u>に 規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移 行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書 類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所 在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所 在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産 の所在、種類及び数量並びにその用途

 $(3)\sim(5)$ (略)

附 則 (平成 25 年 9 月 27 日条例第 20 号) (施行期日)

第1条

- (1) (略)
- (2) <u>附則第21条の2の改正規定及び次条第4項</u>の規定 平成28 年1月1日
- (3) (略)
- (4) 附則第7条の4の改正規定(「附則第19条第1項」の次に「、 附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。)並びに附則第16

第21条の2 法<u>附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

改正前

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法<u>附則第41条第9項</u>に 規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移 行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書 類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所 在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所 在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産 の所在、種類及び数量並びにその用途
- $(3)\sim(5)$ (略)

附 則 (平成 25 年 9 月 27 日条例第 20 号) (施行期日)

第1条

- (1) (略)
- (2) 次条第4項の改正規定 平成28年1月1日
- (3) (略)
- (4) 附則第7条の4の改正規定(「附則第19条第1項」の次に「、 附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。)並びに附則第16

条の3の改正規定及び第19条から第20条の5までの改正規定 <u>(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に</u> <u>「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)</u>並びに附則第5 条の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する</u> 法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特 別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する 割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について 支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個 人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 47 条の 2 及び第 47 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 317 条の 2 第 1 項 に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 6 (略)

条の3の改正規定及び第19条から第20条の5までの改正規定_ 並びに附則第5条の規定

平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法

第41条の12第7項に規定する割引債 (同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を 受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市 民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第 47 条の 2 及び第 47 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法 第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 6 (略)